

静岡県人事委員会は、義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月9日

静岡県人事委員会委員長 小川良昭

静岡県人事委員会規則7-1266

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則（静岡県人事委員会規則7-371）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第3条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（<u>再任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。）</u>）にあつてはその額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員をいう。）にあつてはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、任期付短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員をいう。）にあつてはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）</p>	<p>(義務教育等教員特別手当の月額)</p> <p>第3条 義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（<u>定年前提任用短時間勤務職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前提任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）</u>）にあつてはその額に職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成7年静岡県条例第8号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員をいう。）にあつてはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、任期付短時間勤務職員（育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員をいう。）にあつてはその額に勤務時間条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。</p>

とする。

(1) 条例第23条の4第1項に規定する職員で
中学校小学校教育職給料表の適用を受ける
もの その者の属する職務の級及びその者
の受ける号給（その者が、同法第28条の4
第1項、第28条の5第1項又は第28条の6
第1項若しくは第2項の規定により採用さ
れた職員であるときは、その者の属する職
務の級とする。以下同じ。）に対応する別表
第1に掲げる額

(2) (略)

(3) 前条に規定する職員（次号から第6号ま
でに掲げる職員を除く。）その者の属する
職務の級及びその者の受ける号給に対応す
る別表第2に掲げる額

(4)・(5) (略)

(雑則)

第5条 (略)

(1) 条例第23条の4第1項に規定する職員で
中学校小学校教育職給料表の適用を受ける
もの その者の属する職務の級及びその者
の受ける号給（その者が、定年前再任用短
時間勤務職員であるときは、その者の属す
る職務の級とする。以下同じ。）に対応する
別表第1に掲げる額

(2) (略)

(3) 前条に規定する職員（次号から第5号ま
でに掲げる職員を除く。）その者の属する
職務の級及びその者の受ける号給に対応す
る別表第2に掲げる額

(4)・(5) (略)

(雑則)

第5条 (略)

(条例附則第14項の規定の適用を受ける職員
の義務教育等教員特別手当の月額)

第6条 条例附則第14項の規定の適用を受ける
職員に対する第3条の規定の適用について
は、当分の間、同条第1号中「別表1に掲げ
る額」とあるのは「別表第1に掲げる額に100
分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満
の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円
以上100円未満の端数を生じたときはこれを
100円に切り上げた額）」と、同条第2号から
第5号までの規定中「別表2に掲げる額」と
あるのは「別表第2に掲げる額に100分の70を
乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を
生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円
未満の端数を生じたときはこれを100円に切り
上げた額）」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

別表第1中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、別表第2中「再任用職員」を「定

年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年静岡県条例第39号）附則第3条第4項の規定による暫定再任用職員（同条例附則第10条第1項に規定する暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）に対する第3条の規定の適用については、別表第1 定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる額を同条第1号の別表第1に掲げる額と、別表第2 定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる額を同条第2号から第5号までの別表第2に掲げる額として算出する。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、第3条に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。